

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（調査の対象）</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき総務大臣が公示する産業に関する分類の名称及び分類表（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類項目C - 鉱業，採石業，砂利採取業又は大分類項目E 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）</u>について行う。</p> <p>（調査事項）</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類項目E - 製造業に属する事業所</u>にあっては、生産数量の増減の判断及びその見通し</p> <p>(7) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類項目E - 製造業に属する事業所</u>にあっては、生産設備の過不足の判断</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類項目E - 製造業又は大分類項目I - 卸売業，小売業に属する事業所</u>にあっては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>(10)及び(11) 略</p>	<p>（調査の対象）</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、<u>日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類D - 鉱業又は大分類F - 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）</u>について行う。</p> <p>（調査事項）</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所</u>にあっては、生産数量の増減の判断及びその見通し</p> <p>(7) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所</u>にあっては、生産設備の過不足の判断</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業又は大分類J - 卸売・小売業に属する事業所</u>にあっては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>(10)及び(11) 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。